

『特定作業の種類』

四街道市公害防止条例施行規則

制定	S47. 12. 21規則28号
最終改正	H16. 2. 24規則4号

別表第2(市条例規則第4条関係)：【(1)ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定作業】

番号	特定作業の種類
1	プラスト又はタンブラストによる金属の表面処理
2	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
3	農薬又は化学肥料の製造
4	貝灰の製造
5	綿の製造又は再生
6	金属箔又は金属粉の製造
7	石綿、岩綿、鉱さい綿又は石膏の製造又は加工
8	合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はフアクチスの製造
9	動物質廃棄物の焼却作業
10	溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
11	ドライクリーニング
12	動物質臓器、骨又は排せつ物を原料とする物品の製造
13	動植物油の精製
14	油かんその他のあきかんの再生
15	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
16	金属の圧延又は熱処理
17	自動車(道路交通法第2条第9号に規定する自動車をいう。)を解体する作業
18	紙又はパルプの製造
19	羊毛又は羽毛の洗浄又は加工
20	たん白質の加水分解
21	亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
22	1の項から21の項までに掲げる作業のほか、製造、加工、精製又は修理の工程においてアンモニア、ふつ素化合物、シアン化水素、ホルムアルデヒド、メタノール、硫化水素、塩化水素、窒素酸化物、アクロレイン、亜硫酸ガス、塩素、二硫化炭素、ベンゼン、硫酸(三酸化いおうを含む。)、ホスゲン、クロルスルホン酸、臭素、メルカプタン、一酸化炭素、よう素、トルエン、フェノール又はピリジンを使用し、又は発生させる作業

備考 別表第1の(1)に掲げる特定施設を設置して行う作業は除く。

別表第2(市条例規則第4条関係)：【(2)騒音又は振動に係る特定作業】

番号	特定作業の種類	
1	板金又は製かんの作業	
2	鉄骨又は橋梁の組立ての作業	(建設又は建築の現場作業を除く。)
3	ブルドーザ、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業	(建設現場における作業を除く。)

別表第2(市条例規則第4条関係)：【(3)地下水位の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定作業】

番号	特定作業の種類
1	農作業(井戸(動力を用いて地下水を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計)が6平方センチメートルを超えるもの)による地下水の採取を伴うものに限る。)

備考 別表第1の(4)備考5に掲げる揚水施設を設置して行う作業は除く。